平成２９年（フ）第３６０号
熊本市中央区横手２丁目１番13号
破産者　西川　和伸
1　決定年月日　平成30年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
北海道千歳市住吉３丁目２番12号　レイズ住吉105号、開始決定時の住所北海道岩見沢市南町８条４丁目４番７―101号　みかみハイツ５
破産者　土田　紘史
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第６２号
北海道岩見沢市東町２条７丁目977番地22
破産者　伊井　正樹
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第４３号
青森県三戸郡階上町大字赤保内字柳沢15番地197
破産者　栗澤　利弘
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
東京都世田谷区用賀２丁目32番12号　ジョワイユ用賀203、前住所盛岡市肴町９番５―505号、前々住所盛岡市中央通２丁目８番20―605号
破産者　菊川　佑輔
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２６３号
盛岡市川目町17番21号
破産者　田山　幸藏
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１３６号
茨城県牛久市田宮２丁目36番地11（シャイニースターⅡＡ103）、前住所茨城県土浦市烏山５丁目1680番地11
破産者　今成　千枝
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８７号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―1018号、前住所兵庫県西宮市門戸西町10番95―302号
破産者　八重垣　毅
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５９２号
兵庫県西宮市甲子園二番町８番10号　リヴェール二番町202号
破産者　朝野　浩充
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１６９号
香川県さぬき市寒川町石田西2228番地２
破産者　清川　　忠
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２１７号
神戸市兵庫区今出在家町２丁目１番16号　ヌーベルフルーブ604、開始決定時の住所高知市愛宕山南町４番29号
破産者　西村　宙也
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６４８号
北九州市若松区西畑町９―72　介護老人保健施設けやき、住民票上の住所北九州市八幡西区鷹の巣２丁目６番17号
破産者　岡本　信子
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２３０号
佐賀市本庄町大字本庄209番地７　サウスコート本庄302
破産者　空閑　　健
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷626番地５、旧住所長崎県長崎市赤迫１丁目７番２号　赤崎アパート２Ｆ
破産者　吉村　忠勝
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
長崎県長崎市小江原４丁目４番12―906号
破産者　小林　清華
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
熊本県上益城郡益城町大字広崎865番地３　サンハイム広崎Ａ101号
破産者　濱田　裕之
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４５７号
熊本県菊池郡菊陽町大字曲手18番地、前住所愛知県名古屋市北区黒川本通２丁目４番地　大西ビル401号
破産者　坂田　勝晶
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係